

# 身体拘束排除マニュアル

2020年8月

合同会社ういる かけはし

## 1. 身体拘束がもたらす弊害

- 1 身体的弊害 ・ 関節の拘縮、陳力低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生 ・ 食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下 ・ 抑制具による失速等の事故等
- 2 精神的弊害 ・ 意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒り等 → 精神的苦痛、尊厳の侵害 ・ 家族への精神的ダメージ → 通わせたことに対する罪悪感、怒り、後悔 ・ 安易な拘束が常態化することによる従事者の士気・対応スキルの低下 → 指導力の質の低下
- 3 社会的弊害 ・ 事業所に対する社会的な不信、偏見

## 2. 身体拘束とされる行為とは

< 具体的な行為例 >

- 1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドに体幹を柵（サイドレール）で囲む。
- 4) 皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- 5) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 6) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 7) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなど体幹や四肢をひも等で縛る。
- 8) 自分の意志で開けることができない居室に隔離する。

## 3. 身体拘束をせずに行う支援とは

◆身体拘束の理由としてあげられるもの・・・「家族の移行」「事故予防」「人員不足」

- 1 身体拘束が「必要」だと言われることがある。しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去する支援が必要である。
- 2 利用者に合った支援を徹底する
  - ① 起きる 人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。
  - ② 食べる 人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。
  - ③ 排泄する 卒後の社会生活への適応のため、なるべくトイレで排せつしてもらうことを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排

せつ物が付いたままになっていると気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

- ④ 活動する その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、ゲーム、体操、集団でのルールを持った遊び、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求するうえで、心地よい刺激が必要である。

### 3 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。

## 3. やむを得ず身体拘束を行う場合

1) 以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを確認し記録しておく。

- ①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2) 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる 仮に上記三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意する。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人では行わず、施設全体としての判断を行う。
- ②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り 詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行う。事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず文書等で個別に説明し、書面で同意を得る。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を 一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

## 5. 身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急等やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急等 やむを得なかった理由を記録しなければならない。

記録は5年間保存。